

令和8年度 天王祭礼臨時露店出店要綱

- 1 出店期間** 令和8年7月4日(土) 正午～午後10時
7月5日(日) 午前10時～午後5時
- 2 出店場所** 天王須佐之男神社周辺(天王区、中之通区 別添図参照)
※今年度からキッチンカーエリア(3店舗分)を設ける。
- 3 電気設備** 菖城電設協同組合が必要な電気設備を設営する。
※キッチンカーの電源は、原則、出店者で用意すること。
- 4 申 込** (1) 指定の臨時出店許可申請書に必要事項を記入、作成の上、**令和8年6月29日(月)**
(必着)までに返信用封筒で郵送または持参する。
(新発田市中央町3丁目2番22号 松縁館ビル1階)
※天王祭礼当日の申請の受け付けは行いません。
※出店に係る書類により手に入れた個人情報、露店管理以外の目的では使用いたしません。
(2) 出店申請は、1口割間口を1.8m以下、1.8mを超え3.6m以下及び3.6mを超えるものの3種類とする。

5 出店料 市臨時露店管理条例第6条の規定による

間 口	1 日	2 日間
1.8m 以下	3,000円	6,000円

- ※ 出店期間が1日に満たない場合でも、1日とみなす。
※ 間口1.8mを超えるものについては、1.8m(1.8m未満の端数については、その端数)について、1日につき1,000円を加算する。
※キッチンカーについても同様とし、全長5.4mまでとする。

**■ 出店料支払い…令和8年7月4日(土)午前10時から正午まで
(須佐之男神社境内 臨時露店管理運営委員会本部)**

- 6 募 集** キッチンカーは3店舗とする。
(キッチンカー) ※キッチンカーは1店舗につき1品目に限る。
※キッチンカーは新潟県内に住所を有する個人・法人に限る。
※申請書に不備があった場合は受付できない。
※募集数は目安であり変動する場合がある。
- 7 抽 選 等** キッチンカーについて、募集台数を超える申し込みがあった場合は、新発田市に住所を
(キッチンカー) 有する個人や法人を優先し、主催者が抽選を行い、出店者を決定する。
※ 抽選を実施した場合は、出店申込者宛てに郵送または電話で当選・落選を連絡する。
※ 抽選もしくは定数割れにより出店が決定した後のキャンセルは、原則、不可とする。

※ 出店決定後にキャンセルした場合は、キャンセルから1年間、臨時露店管理運営委員会が管理する臨時露店において、出店希望者が多数で抽選になった際に、優先順位を下げることがある。

8 電気料 菖城電設協同組合の定めによる。

9 許可証 7月4日（土）の出店料納付後、出店許可証を交付する。

※出店者は、許可証を店頭の見やすいところに掲示しておくこと

10 場所決定 出店許可証交付後、別途指定する。

11 交通規制 令和8年7月4日（土） 正午から

令和8年7月5日（日） 午後5時まで

※7月4日（土）の午後1時から午後10時は、警察の指示により、
一切車の出入りができませんのでご注意ください。

12 その他

- (1) この要綱に違反するときは出店を許可しない、または出店の許可を取り消すことがある。いずれの場合も納付した出店料、電気料は返還しない。
- (2) 食品販売業者は、特に衛生に留意し、新発田地域振興局の指示に従うこと。
- (3) 食品衛生法などの法令等による許可または届出を必要とする業種については、事前にその許可等を得ておくこと。
- (4) 申請者と出店者が同一人物であること。
- (5) 出店者の年齢は、開催日において、満19歳以上であること。
- (6) 出店区域内の清掃に留意し、特に閉店後のゴミの処理については責任をもつこと。
なお、天王祭礼はゴミ捨て場はありません。
- (7) ゴミの廃棄は露店出店者用ゴミ捨て場を使用し、出店区域内の一般ゴミ捨て場を使用しないこと。
- (8) 側溝や下水道等に油類等をぜったいに流さないこと。
- (9) 火気器具等を使用する場合は、火気の使用には十分注意し、必ず消火器を設置すること。
- (10) 火災などの危険性やその他、安全性が確保できない器具は使用しないこと。
- (11) 出店場所の決定後に、出店者同士による出店場所の変更は認めない。
- (12) 消火栓の前や消防用水利をふさぐ出店はしないこと。
- (13) 出店区域の住民等の通行に支障のないように注意すること。
- (14) 緊急車両の通行できるスペースを確保すること。
- (15) 路上駐車禁止区域に駐車しないこと。また、企業や個人の駐車場は無断で使用しないこと。
- (16) 用（大便、小便）を足す場合は、必ず仮設トイレ等を利用すること。
- (17) 臨時露店管理運営委員会の指示に従い、相互理解の上、秩序の維持に努め、明朗な祭りにすること。
- (18) その他、出店許可証の注意事項を守ること。